

オスロ市独自の新型コロナウイルス感染対策措置の延長・変更（1月6日現在）

●6日、オスロ市は、独自の感染対策措置に関するプレスリリースを発出しました。その概要は以下のとおりです。

1 既存の独自の感染対策措置（注）の適用を1月21日まで延長する。

（注）既存の独自の感染対策措置は、以下の当館ホームページをご参照ください。

https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00302.html

2 上記1の感染対策措置のうち、以下については1月7日以降以下の通り規制を強化する。

（1）若者及び成人を対象に禁止されていた屋内スポーツ・余暇活動の集まりについて、子供を対象としたものも禁止する。ただし、20歳以下の者およびプロ選手による水泳、リハビリの個別・小グループでの指導等については禁止対象外とする。

（2）全国的措置の変更に伴い、ミサその他の宗教的行事での集まりは、10人までとする（これまでは20人まで）。

3 1月7日以降適用される措置は以下の通りとなる。

（1）すべての屋内行事の禁止。

（2）屋外での行事は最大200人までとする。オスロ市はすべての行事を延期すべきという政府による勧告を支持する。

（3）文化、エンターテインメント、余暇関連行事に関するビジネス（映画館、劇場、公園、ジム、スポーツ、プール等）は休業しなければならない。

（4）宗教関係、図書館、美術館、プロスポーツ、個別のリハビリ訓練の施設等は閉鎖されない。

（5）ミサその他の宗教的行事での集まりは、10人までとする。

（6）店舗・ショッピングセンター等は、顧客同士が2mの間隔を空けることができる状態を確保しなければならない。

（7）1mの距離が保てない屋内の公共スペース及び公共交通機関ではマスクを着用しなければならない。タクシーについては運転手・乗客の双方につきマスクを義務化。

（8）子供、大人、若者を対象とした屋内スポーツ・余暇活動の集まりを禁止する。

（9）飲食店でのアルコール提供を禁止する（アルコール提供なしでの営業は可）。

（10）中学校・高校は感染対策レベルを「赤」とし、小学校・幼稚園は「黄色」とする。

（11）現実的に可能な限りテレワークとする。

（12）私的集まりは10人までとし、1mの間隔を保たねばならない。オスロ市は、当面二週間は私的訪問は避けるべきとする政府勧告を支持する。

3 オスロ市議会は上記措置について1月21日までに見直しを行う。

※詳しくは以下のオスロ市ホームページをご参照ください。

<https://www.oslo.kommune.no/politikk/byradet/pressemeldinger/6-januar-oslo-kommune-for-lenger-den-sosiale-nedstengingen-av-oslo-til-21-januar>

※ノルウェーでは各自治体において、独自に新型コロナウイルス感染対策措置を導入している場合がありますので、居住地を管轄する自治体の最新情報を確認されることをお勧めいたします。

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電話：(+47) 2201-2900

メール：ryouji@os.mofa.go.jp

※邦人の方が新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合には、当館までご一報願います。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>